

柳公権「金剛般若波羅蜜經」の鐫刻実態について

The actual engraving conditions of Liu Gongquan's 'Diamond Sutra'

澤田雅弘

Masahiro Sawada

はじめに

本稿の対象である「金剛般若波羅蜜經」(石刻)は、柳公権(七七八〜八六五)が長慶四年(八二四)に準公(法名は靈準)のために揮毫した四十七歳の書で、『旧唐書』卷一六五柳公綽(柳公権の兄)伝の附柳公権伝にも、「上都西明寺金剛經碑、備有鍾・王・歐・虞・褚・陸之体、尤為得意。」と記される。稿者の管見の範囲では、明初の姚広孝(一三三五〜一四一八)『逃虚子集』卷五「題鄭大年所藏柳公権書金剛碑本」に、

安国寺金剛碑、唐柳誠懸之所書、玉冊官邵建初所摹。西明寺之本也。歲遠代深、雨淋火燎、剝落漫滅、僅存其半。然字画勁道可愛、雖珪殘壁斷、足勝頑礦之全者也。鄭君大年得之於弘上人、

而弘不知得於何人。大年請余題。余故謂之曰、物之存亡散聚、理固然、未足繫于懷也。…

と見えることから、明初にはすでにその半ばを欠いていたことが知られる。その後、原石は亡逸して、現在は二十世紀初頭に敦煌莫高窟藏經洞よりペリオが持ち出した唐拓本(卷子に表装。パリ国立図書館所蔵)が、柳公権書「金剛般若波羅蜜經」(以下、「柳書金剛經」と略称する)の孤本となっている。唐拓本によれば、「柳書金剛經」は十二個の横石⁽¹⁾に左の全四六八行が刻される。(本稿では後掲の分布図のとおり、奥題の前後の空行を含めた全四七〇行として扱った。)

・内題「金剛般若波羅蜜經」 一行
・本文(一部)「金剛般若波羅蜜經」(滿行十一字) 四六一行
・奥題「金剛般若波羅蜜經」 一行

・識語「長慶四年四月六日、翰林侍書学士朝議郎・行右補闕・上
軽車都尉・賜緋魚袋柳公權、為右街僧録準公書。」 四行

・刻者名「強演・邵建和刻。」 一行

末行に強演と併記される刻者邵建和は、周知のとおり褚遂良における万文韻、趙孟頫における茅紹之と同様に、柳公權の筆意を得た鑄刻者として位置づけられる名工で、柳公權の「玄秘塔碑」(柳六十四歳、会昌元年 八四二)及び「廻元觀鐘樓銘」(柳五十九歳、開成元年 八三六)、「苻璘神道碑」(柳六十一歳、開成三年 八三八)の刻者で、その署銜については、「玄秘塔碑」の末尾に「刻玉冊官邵建和、并弟建初鑄」と見えるとおり、中書省刻玉冊官であった。邵建和の所刻は柳書以外にも、「唐故禪大德演公塔銘」(会昌四年 八四四)、「十順和尚行記」(大中六年 八五二)などがある。なお「玄秘塔碑」を分担した弟邵建初の刻にも、「般若波羅蜜多心經」(大中九年 八五五)、「慶王李沂墓誌」(大中十四年 八六〇)等七件が知られ、彼もまた中書省鑄玉冊官であった。

一方、強演の所刻は現在のところ他に例をみないが、饒宗頤氏が恐らく同族であろうとするものに天水の強瓊^④があり、その所刻には、「邠国公(梁守謙)功德銘」(長慶二年、八二二)、「唐故招聖寺大德慧堅禪師碑」(元和元年 八〇五)、「劉公妻馬氏墓誌」(大中元年 八四七)、「慧日寺石壁真言」(刻年不詳)が知られている。これらによれ

ば、強瓊の銜名は「中書玉冊・京兆不平府果毅」である。また、同時期の天水の強氏には、「趙文信墓誌」(会昌六年 八四六)、「李元玢墓誌」(大中二年 八四八)等七誌の所刻が知られる強琮(中書省刻字官^⑤)がいる。詳細は不明ながら、饒宗頤氏の推測を踏まえれば、強氏もまた邵兄弟と並ぶ当時の鑄刻の名工であったとみられる。

さて、唐拓本「柳書金剛經」は、巻首にこそやや撚れが見られ、数行分の筆致がいくぶん不鮮明ではあるものの、一字の欠損もなく、後世の挖鑿や入墨もないと思われ、ほぼ鑄刻当初の状態が観察できる。孤本ゆえに他本との対照ができないほかは、刻法を観察する好条件がそなわっているといえる。

本稿は前稿「柳公權「廻元觀鐘樓銘」鑄刻初探——「邵建和刻」の一実相^⑥」同様、稿者が行ってきた方法により、当該石刻における書風の分布状態を観察し、当該石刻に明記する両刻者との関係を考察しようとするものであり、観察には「敦煌書法叢刊」本(二玄社)を用いた。

なお、本稿は、平成三十年度日本学術振興会科学研究費助成・基礎研究(C)「北朝隋唐碑における鑄刻実態に関する基礎的研究」(継続) 課題番号：17K02323の研究成果の一部である。

一 混在する刻法とその分布

「柳書金剛經」には、後掲の図1〜6に顕著などおり、七種あるいはそれ以上の書風が複雑に混在している。その混在状態は、揮毫者柳公権の揮毫時における変化の範疇では到底理解できないことから、その原因は刻法（特定の書風を刻出する奏刀）の相違、すなわち七名あるいはそれ以上の刻者が鐫刻を分担したことに起因するとみるのが自然である。そのことは稿者の一連の研究から容易に類推できるところであり、柳公権書の石刻についても、前稿「柳公権「廻元觀鐘樓銘」鐫刻初探—「邵建和刻」の一実相—」で明かにしたとおりである。

図1に掲げた七種は、「柳書金剛經」に認められる刻法のうちの主な刻法七種について、特徴的な箇所を列したものである。うち比較的分布範囲が狭いⅥⅦを除く五者については、当該刻法が分布する主たる範囲の順序に従って掲げた。各刻法の下に記載した数字は、当該文字群がみられる行数を示す。

混在する刻法の分布を図示した分布図びⅢ類分布図（後掲）は、「柳書金剛經」の十二石全四七〇行満行十一字の布置どおりに符号を配列したものである。両分布図について若干説明しておきたい。分布図の右上の一段を例にえば、右枠「1〜40 第1石」とは、

「柳書金剛經」第一石の第一行から第四十行であることをいい、上段の1〜40はその行数（三桁の場合は下二桁を表記）を、またその下欄の漢字一字は、当該行頭の文字である。図中の○▲等各種符号は、それぞれ一文字を示している。符号は、○印を除く全符号●▲◆★◇△が、図2、図3（後半石）、5・6（Ⅵ）に掲げた各字の所在を示している。たとえば、図2のⅠ類の「菩（19）」は、「柳書金剛經」では分布図第1石19行目最下段の▲印で示したところに位置し、また図3の右側の「故（410）」は、分布図第十一石410行目第五字の●印で示したところに位置することを示している。なお、Ⅲ類のアイ両種は図2に一括した関係で、分布図には両種を細分せず示したが、Ⅲ類分布図にⅢのアイ両種だけの分布を示した。（分布範囲が広いため、該当字のある行数のみを集めて表示した。）

また図1に掲げたⅠ〜Ⅶ類の各字についても、分布図びⅢ類分布図にその所在を傍線をもって示した。たとえば、図1のⅠ類の「念諸菩薩善（17）」の五字は、分布図第一石17行目第一字から第五字に位置することを、当該箇所を傍線をもって表示した。

両分布図に符号で示した各字は、図1〜3、6の各比較図に掲げた文字に限ったが、各刻法の分布の大勢を見ることができ。すなわち、Ⅰ類（▲印）は第一・二石と第三石前半に、Ⅱ類（◆印）は主に第二・三・四石に分布し、Ⅲ類（■）は、主に第五・六・七石

| IV | III | II | I |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 者須菩提如 莫作是念何 | 當知是人甚 密非第一波 | 不也世尊何 漢道即為著 | 念諸菩薩善 女人發阿耨 |
| 386 389 | 194 196 | 108 111 | 17 19 |

| VII | VI | V |
|----------------|-----------------|----------------|
| 長大則為非 菩提所言一 | 諸不驚說第 是非相則名 | 菩提者於法 何以故發阿 |
| 307 310 | 191 192 194 196 | 410 411 |

图 1

| V | IV | III | II | I | V | IV | III | II | I |
|---|----|-----|----|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 菩 | 菩 | 菩 | 菩 | 菩 | 170 | 418 | 278 | 30 | 19 |
| 是 | 是 | 是 | 是 | 是 | 197 | 435 | 194 | 105 | 93 |
| 不 | 不 | 不 | 不 | 不 | 194 | 416 | 168 | 41 | 34 |
| 提 | 提 | 提 | 提 | 提 | 170 | 416 | 210 | 355 | 40 |
| 相 | 相 | 相 | 相 | 相 | 191 | 449 | 209 | 356 | 48 |
| 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 189 | 411 | 219 | 59 | 79 |
| 非 | 非 | 非 | 非 | 非 | 191 | 449 | 196 | 63 | 26 |
| 說 | 說 | 說 | 說 | 說 | 196 | 449 | 288 | 53 | 392 |
| 聞 | 聞 | 聞 | 聞 | 聞 | 184 | 461 | 186 | 58 | 148 |
| 德 | 德 | 德 | 德 | 德 | 181 | 416 | 244 | 145 | 37 |

图 2-1-2

| V | IV | III | II | I | V | IV | III | II | I |
|-----|-----|-----|-----|-----|---|----|-----|----|---|
| 200 | 422 | 247 | 31 | 66 | 我 | 我 | 我 | 我 | 我 |
| 188 | 410 | 191 | 105 | 30 | 故 | 故 | 故 | 故 | 故 |
| 182 | 432 | 185 | 109 | 21 | 世 | 世 | 世 | 世 | 世 |
| 231 | 413 | 179 | 86 | 43 | 復 | 復 | 復 | 復 | 復 |
| 168 | 455 | 167 | 108 | 137 | 何 | 何 | 何 | 何 | 何 |
| 192 | 448 | 217 | 77 | 70 | 如 | 如 | 如 | 如 | 如 |
| 169 | 449 | 189 | 111 | 66 | 即 | 即 | 即 | 即 | 即 |
| 192 | 416 | 191 | 64 | 17 | 諸 | 諸 | 諸 | 諸 | 諸 |
| 192 | 435 | 156 | 96 | 75 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 |
| 230 | 450 | 172 | 109 | 51 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

| V | IV | III | II | I | V | IV | III | II | I |
|---|----|-----|----|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 得 | 得 | 得 | 得 | 得 | 184 | 414 | 258 | 141 | 51 |
| | 湏 | 湏 | 湏 | 湏 | | 459 | 195 | 74 | 92 |
| | 来 | 来 | 来 | 来 | | 421 | 220 | 101 | 388 |
| | 女 | 女 | 女 | 女 | | 425 | 230 | 139 | 19 |
| | 應 | 應 | 應 | 應 | | 419 | 211 | 128 | 20 |
| | 耨 | 耨 | 耨 | 耨 | | 410 | 245 | 293 | 19 |
| | 見 | 見 | 見 | 見 | | 442 | 247 | 60 | 50 |
| | 於 | 於 | 於 | 於 | | 446 | 205 | 86 | 36 |
| | 生 | 生 | 生 | 生 | | 443 | 279 | 59 | 29 |
| | 薩 | 薩 | 薩 | 薩 | | 452 | 213 | 17 | 17 |

| V | IV | III | II | I | V | IV | III | II | I |
|---|-----|-----|-----|----|---|----|-----|----|---|
| | 411 | 220 | 91 | 78 | | 法 | 法 | 法 | 法 |
| | 411 | 258 | 28 | 53 | | 减 | 减 | 减 | 减 |
| | 413 | 231 | 141 | 35 | | 施 | 施 | 施 | 施 |
| | 418 | 248 | 144 | 87 | | 受 | 受 | 受 | 受 |
| | 419 | 247 | 111 | 66 | | 著 | 著 | 著 | 著 |
| | 419 | 252 | 114 | 53 | | 作 | 作 | 作 | 作 |
| | 407 | 245 | 136 | 76 | | 多 | 多 | 多 | 多 |
| | 387 | 186 | 29 | 51 | | 衆 | 衆 | 衆 | 衆 |
| | 412 | 221 | 281 | 25 | | 若 | 若 | 若 | 若 |
| | 453 | 173 | 144 | 55 | | 句 | 句 | 句 | 句 |

| V | IV | III | II | I | V | IV | III | II | I |
|---|----|-----|----|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 𧢲 | 𧢲 | 𧢲 | 𧢲 | | 408 | 209 | 73 | 19 |
| 經 | | 經 | 經 | 經 | 180 | | 235 | 154 | 1 |
| 當 | | 當 | 當 | 當 | 180 | | 185 | 147 | 56 |
| 第 | | 第 | 第 | 第 | 196 | | 196 | 113 | 151 |
| 尊 | | 尊 | 尊 | 尊 | 182 | | 183 | 108 | 84 |
| 為 | | 為 | 為 | 為 | 185 | | 239 | 111 | 156 |
| 則 | | 則 | 則 | 則 | 192 | | 182 | 116 | 432 |
| 誦 | 誦 | 誦 | 誦 | | 237 | 454 | 241 | 150 | |
| 善 | 善 | 善 | 善 | | 230 | 424 | 230 | 143 | |
| | | 住 | 住 | 住 | | | 212 | 128 | 34 |

| I・IIの後半石 | | I・IIの前半石 | |
|----------|---|----------|---|
| 305 | 虚 | 49 | 虚 |
| 307 | 者 | 79 | 者 |
| 312 | 度 | 28 | 度 |
| 333 | 如 | 130 | 如 |
| 333 | 説 | 74 | 説 |
| 339 | 生 | 29 | 生 |
| 349 | 不 | 37 | 不 |
| 352 | 世 | 39 | 世 |
| 355 | 色 | 96 | 色 |
| 357 | 諸 | 17 | 諸 |
| 358 | 相 | 37 | 相 |

図 3

| III イ | | III ア | |
|-------|---|-------|---|
| 202 | 故 | 191 | 故 |
| 216 | 是 | 194 | 是 |
| 179 | 若 | 221 | 若 |
| 396 | 者 | 219 | 者 |
| 182 | 相 | 209 | 相 |
| 192 | 湏 | 195 | 湏 |
| 220 | 如 | 217 | 如 |
| 380 | 蜜 | 196 | 蜜 |
| 220 | 得 | 258 | 得 |
| 263 | 復 | 179 | 復 |
| 277 | 女 | 230 | 女 |

図 4

| V | | IV | |
|-----|---|-----|---|
| 410 | 故 | 363 | 故 |
| 416 | 提 | 365 | 提 |
| 416 | 不 | 382 | 不 |
| 418 | 菩 | 386 | 菩 |
| 416 | 作 | 386 | 作 |
| 405 | 念 | 386 | 念 |
| 411 | 者 | 389 | 者 |
| 459 | 湏 | 389 | 湏 |
| 448 | 如 | 391 | 如 |
| 449 | 非 | 392 | 非 |
| 412 | 若 | 395 | 若 |

図 5

第二・三・四石に分布するⅡについては、第八・九石にも酷似する刻法が分布する。したがって、その両範囲の刻法を、図3に同字をもって対比した。これによれば、この両者は同手とみてよいように思われる。

図1のⅢは図4のとおり、さらにアイの両種に細分することができる。このように「柳書金剛經」に混在する刻法は七種に止まらない。しかし、稿者はいまその数を正確に特定するには至っていない。またⅢのアイには共通要素が多く、その分担領域の境界を明示することは難しい。同様に図1のⅠⅡについても共通要素が多く、細部にわたってⅠとⅡの境界を明らかにすることは難しい。図1のⅦも周辺の他の刻法との共通要素が多く、Ⅶと他者との境界を詳しく見極めることが難しい。

図2は、図1に掲げた七種のうちⅡ及びⅦを除く五者について、同字をもって対比したものである（間・聞は同字に準ずるとみて扱った）。Ⅳ及びⅦはそれぞれ対比する同字が乏しいことから、Ⅳについては図5にⅤと対照した十一字を、またⅦについては図6に当該刻法の二十二字を補足した。

二 各刻法が刻出する書風

ここでは図1〜図6の各図について、各刻法が刻出する書風を概

観したい。

「Ⅰ類」には、柳公権書法の主な要素の一つとみられる顔法を、「Ⅱ類」とともに比較的多く認めることができ、「Ⅱ類」よりも筆の抑揚が少なく、筆画にも骨がある。

「Ⅱ類」は「Ⅰ類」と同様、柳公権書法の要素の一つとみられる顔法を比較的多く認めることができるが、「Ⅰ類」に比して筆画が瘦細で、瘦細の点では「Ⅲ類」との近さを思わせるところもあるが、筆を抑揚させるところが多く、また豎画の起筆での筆押えを広く作り、そのために粘着質のやや弛緩の筆画を刻出して、「Ⅲ類」の秀拔さがない。総じて骨力にやや不足する嫌いがあるが、奏刀の技能の点では「Ⅰ類」に比べて特段遜色があるとはいいがたく、「Ⅰ類」と同じ刻法を祖述する同派を思わせる。

「Ⅲ類」が刻出する書風は、図4のとおりアイの両種からなるが、アイの両者はともに「柳書金剛經」中ではもつとも欧陽詢あるいは虞世南を彷彿させ、結構は整齐で、筆の抑揚を殺して沈静で簡素な筆画を刻出する。しかし、アはウよりも筆画が險しく転折も鋭利である。その点では柳公権書法の一つの要素とみられる欧法がもっとも多く認められる。一方、イはアに比べて転折に円やかさがあり、その点では虞法に類する。アイ両者はⅢ類分布図のとおり混在し、両者の境界の判別は現時点では難しい。かりにアイが同手の所刻で

あるとすれば、Ⅲ類の刻者が祖述するのは欧法あるいは虞法で、意図するか否かは措いて、欧法寄りにも虞法寄りにもなる刻法を操っていることになる。

〔Ⅳ類〕には、〔Ⅴ類〕同様に、「玄秘塔碑」(図7)「神策軍紀聖德碑」(図8)などを念頭においた時、一般に認識される柳公権書法を顕著に表現しているが、〔Ⅴ類〕に比べれば、表現が穏やかで、沈静ではあるが、渾厚の程度においても躍動においても、やや物足りなさがあり、奏刀技能も〔Ⅴ類〕に比べてやや遜色があるように認められる。恐らく〔Ⅴ類〕と同じ刻法を祖述する同派であるか、〔Ⅴ類〕の門下と考えられるが、表現が穏やかであることから、刻出される筆画の簡素さは、〔Ⅲ類〕との近さを思わせるところがある。

〔Ⅴ類〕は、混在する刻法中Ⅳ類とともに柳公権書法を刻出するが、〔Ⅳ類〕よりも字画が躍動し、奏刀技能も巧みである。ただ、「玄秘塔碑」「神策軍紀聖德碑」から連想される柳公権書法に比べれば、雄偉の程度に於て遜色があり、「廻元観鐘楼銘」中の練達のA(図9右二列)に比べても、渾厚の程度に於て遜色がある。

〔Ⅵ類〕が刻出する書風は、〔Ⅲ類〕同様、結構は整齐であり、筆の抑揚を殺して欧法あるいは虞法を彷彿させる沈静で簡素な筆画を刻出し、加えて〔Ⅲ類〕中のアイ両要素を共存する。しかし、〔Ⅲ

類〕よりもはるかに温潤敦厚で充実感があり、優れた奏刀の技能を思わせる。またその分担保範囲は、比較的狭いうえに上下両端に偏っている。

〔Ⅶ類〕は、「柳書金剛經」中もつとも平正の書風を刻出する。字画は整い温潤で、安定した奏刀技能を思わせる。横画の起筆の角度はおおよそ45度で〔Ⅴ類〕〔Ⅳ類〕よりも緩く、収筆に比較的大きめの筆押えを表現することが多い。この起筆・収筆の特徴は〔Ⅰ類〕〔Ⅱ類〕に類するところがあるものの、〔Ⅰ類〕〔Ⅱ類〕のように顔法を彷彿させるところがない。また整齐の趣は〔Ⅲ類〕〔Ⅵ類〕に通ずるものの、〔Ⅲ類〕〔Ⅵ類〕のように欧法あるいは虞法を彷彿させない。その分担保の境界は周辺の刻法の間に交じって不明瞭であるものの、範囲は比較的狭い。

以上のとおり、「柳書金剛經」における書風の混在は、その書風間の差異や各書風の分布状態からみて、当該石刻の鐫刻に参与した刻者間の刻法の相違とみるのが穏当である。そして混在する刻法を粗々分類すると、(一)柳公権書法、(二)顔真卿書法、(三)欧陽詢もしくは虞世南書法、に三分できる。もとより(二)は顔法そのものではなく、(三)も欧法あるいは虞法そのものでなく、それぞれに他の刻法との共通要素を具えている。「柳書金剛經」が全体的に著しい不調和がないかのように見えるのは、その共通要素の広がり

があるからであろう。しかし、同時に類を異にする刻法が混在する。この状態は、旧稿で明らかにした「廻元觀鐘樓銘」の書風混在の内実と異なるところがある。すなわち「廻元觀鐘樓銘」の場合は、書風の混在はあれ、その混在は同じ刻法を祖述する個人の力量の差に起因すると考えられる程度のものである。これに対して「柳書金剛經」は、「廻元觀鐘樓銘」のように共通要素を具える一方で、祖述する刻法を別にする一面もあって、「廻元觀鐘樓銘」の質とは明らかに異なっている。

「廻元觀鐘樓銘」は、石刻中に明記する刻者が邵建和一人であることから、邵建和を頂点にする一派の所刻の可能性があるのに対して、「柳書金剛經」には兩名を明記することから、強演と邵建和を各頂点とする両刻派の所刻である可能性があり、ここに「柳書金剛經」「廻元觀鐘樓銘」における刻法混在の質の差の要因を想定することはできる。しかし、強演の所刻が他にない現状では、その適否は測りたい。

おわりに

本稿で明らかにしえた事項を、課題を含めて整理すれば、以下のとおりである。

(一) 「柳書金剛經」末尾には強演・邵建和の刻であることを明

記するが、本稿で明らかにしたとおり、「柳書金剛經」中には七種あるいはそれ以上の書風が混在する。したがって、「柳書金剛經」が強演と邵建和の二人だけで刻されたものでないことは自明である。稿者がこれまで明らかにした範囲でいえば、「柳書金剛經」のように、石刻中に明記する刻者数よりも混在する書風が多い唐代石刻には、歐陽通書「道因法師碑」⁷⁾と柳公權書「廻元觀鐘樓銘」がある。前者には末尾に「華原原の常長壽・范素の鑄」と明記するが、実際には五名あるいはそれ以上の刻者が鑄刻に参画し、後者では「邵建和刻」と明記するが、実際は未熟者を含む六名あるいはそれ以上が鑄刻に関わっている。このように石刻中に明記する刻者の数と実際に混在する刻法の数との不一致は、「柳書金剛經」に限らない。稿者がこれまで考察してきた北朝隋唐石刻の各石に混在する刻法数から類推すれば、唐代石刻にあっても、石刻中に明記される刻者数よりも実際に鑄刻に参画した刻者数が上回るのはいずれ一般的であり、「柳書金剛經」のように全五一〇六字に及ぶ石刻をわずかに二人で刻するとみること自体、考えてみれば尋常でない。本稿で明らかにした「柳書金剛經」鑄刻の実態は、唐代の名工が刻者として明記される石刻の鑄刻実態を解明するうえで、重要な事例のひとつとみなしうる。

(二) 「柳書金剛經」の鑄刻に、七名あるいはそれ以上の刻者が

| 廻元観鐘楼銘 B | | 廻元観鐘楼銘 A | |
|----------|---|----------|---|
| 言 | 道 | 宵 | 錫 |
| 講 | 初 | 喘 | 而 |
| 警 | 殿 | 煙 | 鐘 |
| 皇 | 貧 | 非 | 之 |
| 帝 | 銘 | 蓬 | 宮 |
| 設 | 建 | 雲 | 將 |
| 遷 | 斯 | 門 | 為 |
| 於 | 靜 | 希 | 即 |
| 肅 | 立 | 思 | 洞 |
| 羣 | 天 | 銅 | 乎 |
| 夫 | 動 | 鐘 | 勅 |

図9

参画したとすると、刻者として明記される強演・邵建和の二人はどのような位置にあり、どのような働きをしたのであろうか。道因法師碑や廻元観鐘楼銘において論じたとおり、末尾に明記される刻者は、当該石刻の鐫刻に関わった刻者たちを代表する立場、たとえば「柳書金剛経」鐫刻のために組織された鐫刻プロジェクトの監督、あるいはその鐫刻面の指導者、あるいは「柳書金剛経」鐫刻を請け負った既存鐫刻グループの長などであったと考えるのが無理がない。強演・邵建和の二人もそれぞれ奏刀したと仮定すると、二人はど

こを担当したのであろうか。豎石である道因法師碑においては、熟練度が比較的高い両者の分担範囲は、おおよそ上辺と下辺の比較的狭い範囲に限られていた。また横石である廻元観鐘楼銘では、熟練度があつとも高い一名の分担範囲は、中央部を中心とする下半分の範囲に限られていた。同様に「柳書金剛経」においても、もつとも熟練とみられる「VI類」の分担範囲は、第五石後半の上端と第五石下端の一部という狭い範囲に限られている。この状態を踏まえて推測すれば、「VI類」の範囲は、強演あるいは邵建和の奏刀範囲であ

る可能性が高いと考えられる。

それでは、「VI類」は強演の所刻であるのか、邵建和の所刻であるのか、あるいは強とも邵とも異なる者の所刻であるのか。柳公権書の廻元觀鐘樓銘でもっとも熟練の刻者Aが刻出する書風は、図9のとおりである。この書風に類似するものを「柳書金剛經」に求めると、技能が優れる「VI類」が最も類似する。ただし、両者間の同字がほとんど得られないことから、比較図は作成しなかったが、廻元觀鐘樓銘のAとの間には、なお相違がある。すなわち、「VI類」には廻元觀鐘樓銘のAにわずかに認められる顔法を取り込んだ円勢を認めがたい。また「VI類」は横画を細く作るが、廻元觀鐘樓銘のAにはその傾向が薄い。加えて沈着円潤の点では廻元觀鐘樓銘のAに類似するものの、雄渾さにおいては廻元觀鐘樓銘のAにやや遜るところがあるようにもみえ、むしろ廻元觀鐘樓銘のAに次ぐ練達者Bに近いともいえる。とはいえ、刻された時期は、「柳書金剛經」は廻元觀鐘樓銘よりも十二年早い。この十二年の間における邵建和の奏刀技能の変化、また揮毫者柳公権の書法技能の変化があった可能性を考慮すると、「VI類」と廻元觀鐘樓銘のAとが同手である可能性はなお残されよう。また、廻元觀鐘樓銘中もっとも練達であるAが邵建和の所刻であるとすると、「V類」が邵建和の所刻である可能性が考えられるが、邵建和は「柳書金剛經」を自ら奏刀せずに

その門徒に託した可能性も視野に入れておく必要がある、いま憶測は控えたい。

(三) 仮に「VI類」を邵建和の所刻としたとき、強演の所刻範囲はどこであろうか。邵建和と併記される刻者である以上、強演も邵建和とともに「柳書金剛經」鐫刻者集団を代表する存在と考えられる。仮に自らも奏刀したと考えると、その所刻の範囲も「VI類」のように比較的狭い領域であったと考えるのが自然であろう。比較的練達の技能を有し、かつ比較的狭い範囲に限られる刻法の条件を満たすのは、「VII類」とみられるが、先述したとおり「VII類」は他の諸刻との類似性が多く、その範囲がどの程度に広がっているのかわからない。練達度に即していえば「V類」の可能性も高いが、「V類」の分担範囲は第十一・十二石に及んでおり、先の条件を満たさない。すなわち、他に強演の所刻を見ることができない現状と、本稿で得られた知見の限りでは、強演の所刻範囲を類推することはできない。

石刻中に明記される名工は、はたして自らも奏刀したのかどうか。奏刀しているとして、名工はどのような書風を刻出するのか。そしてその刻出する書風は、原稿である墨跡とどのような関係を有しているのか。「柳書金剛經」の諸刻法には、根底とする書法に欧法・虞法・顔法の別がある一方、刻法間には共通する要素も認められる。

このような刻法混在状態は、「柳書金剛經」を鐫刻した一群のどのような社会を反映しているのか。また、刻者として明記される強演・邵建和の両者は、その社会のどのような代表であるのか。課題はいまなお多い。

(二〇一八・一〇・八)

注

1 十二石の内、第三・四・五・七・九・十二石の各右端上方には、石の配列順序を示す漢数字の刻が残存している。

2 程章燦『石刻刻工研究』（上海古籍出版社、二〇〇八）「第四章 唐代刻石官署及所轄刻工考」七九頁「二、中書省玉冊官」に「从传世和新出土的唐代石刻来看，唐代中书省设有铸玉册官，或称刻玉册官，刻字官，玉册官，所刻不仅包括玉册，也包括石刻。此官职两《唐书》皆无记载，传世唐代文献中唯见会昌二年（八四二）、会昌五年（八四五）、大中二年（八四八）的三篇敕文中提到“铸造玉册官”（注：《文苑英华》卷四百二十二、卷四百二十九，中华书局影印本，一九六六年），而石刻中资料颇多，正可补其阙。」とある。

3 程章燦『石刻刻工研究』（上海古籍出版社、二〇〇八）二〇七頁参照。

4 『敦煌書法叢刊』（二玄社）第一卷「金剛般若波羅蜜經」解説

5 前掲注2『石刻刻工研究』二〇四頁。

6 『大東書道研究』第二五号（二〇一八）所収。

7 「道因法師碑における刻法の混在と混在状態が提起する新たな論点」『書論』第四一号（書論研究会、二〇一五）所収。

8 円勢あるいは方勢といった形状は、一般には揮毫者に左右されると考えられるが、石刻においては必ずしもその通念は通じない。「廻元観鐘樓銘」を例にすれば、混在する書風にはE（前稿（二〇一八）参照）のとおり円勢要素のないものも混在し、刻者が形状を左右することもあって、全てを揮毫者に帰することはできない。